

# 法改正に伴う避難確保計画策定の 義務化について

---

岩手県総務部総合防災室

# 1. 検討の背景

## ○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表されます。

## ○計画作成促進のために、説明会を実施します。

- ・H29.3月時点で、全国の洪水浸水想定区域内の避難確保計画の作成率は8%、土砂災害警戒区域内の避難確保計画の作成率は20%です。
- ・国土交通省では、2021年（平成33年）までに作成率を100%とし、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。

### 「水防法等の一部を改正する法律」の施行説明会資料

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02\\_tk\\_000001.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html)

### 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

#### 担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

## 2. 避難確保計画作成の手引き

国土交通省は、要配慮者利用施設における洪水時、土砂災害時の避難確保計画作成の参考とするため、**避難確保計画作成の手引きをホームページで提供**しています。

### 避難確保計画に定めるべき事項

- 一 計画の目的
  - 二 計画の適用範囲
  - 三 防災体制
  - 四 情報収集及び伝達
  - 五 避難誘導(避難場所・避難経路・避難誘導方法)
  - 六 避難の確保を図るための施設の整備
  - 七 防災教育及び訓練の実施
  - 八 自衛水防組織の業務に関する事項
- ※自主水防組織を設置する場合

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る  
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

平成 29 年 6 月

国土交通省水管理・国土保全

河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画事項等を示したものである。  
市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、の実態に即した計画作成することが望ましい。  
なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とが望ましい。  
また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭であるが、非常災害対策計画、消防計画や地震等の災害に計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」を追加することも良い。  
避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ」）の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する  
避難確保計画作成の手引き

平成 29 年 6 月

国土交通省 水管理・国土保全局  
砂防部 砂防計画課

※以下のアドレスから手引きをダウンロードできます。（国土交通省HP）

洪水浸水:

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho\\_tebiki\\_suibou201706.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_suibou201706.pdf)

土砂:

<http://www.mlit.go.jp/common/001189252.pdf>

# 3. 国土交通省による避難確保計画の作成支援方策

○要配慮者利用施設における確実な避難確保に向け、**避難確保計画の作成率の向上と内容の充実を支援する観点から**、平成29年6月に現行の手引き(案)を補足する簡易作成支援ツールとして「**手引き(別冊)**」を公開しています。その他、「**計画のひな形**」、「**計画作成のための事例集**」、「**避難計画点検マニュアル**」等を国土交通省HPに公表しています。

## 簡易に作成するための資料

○簡易に作成できるよう、ひな形を新たに提供  
※作成した計画は、的確な内容となるよう訓練等を通じ適宜見直しが必要

4 防災体制  
連絡体制及び関係本部は、以下のとおり設置する。

体制	体制	活動内容	対応要員
注意喚起	注意喚起		
避難誘導	避難誘導		
避難確保	避難確保		

簡易な入力

計画ひな形

## 的確な作成に向けた資料

○手順を追うことでの確に作成できるよう解説を充実

【作成支援】ステップ1  
施設周辺の水害危険性を知る ～避難経路図作成～

②施設周辺で想定される浸水深を確認する。  
□施設周辺で想定される浸水深は？

□施設はどのくらい浸水するイメージになりますか？

0.5m～3.0mの浸水では...  
0.5m以下の浸水では...

③安全な避難場所を設定する。

名称	想定浸水深	構造	危険
避難所	□浸水しない □浸水深 < 3m	□平屋 □2階建て以上	□平屋 □2階建て以上
避難場所	□浸水しない □浸水深 < 3m	□平屋 □2階建て以上	□平屋 □2階建て以上

手引き(別冊)より

本日は、手引き(別冊)を中心に説明

※以下のアドレスからひな形等をダウンロードできます(国土交通省HP)。

区分	洪水	土砂
ひな形	<a href="http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201801.doc">http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_hinagata_suibou201801.doc</a>	<a href="http://www.mlit.go.jp/common/001189232.docx">http://www.mlit.go.jp/common/001189232.docx</a>
手引き(別冊)	<a href="http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_tebiki_suibou201801.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/keikaku_tebiki_suibou201801.pdf</a>	—
事例集	<a href="http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf">http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf</a>	